

大分県報

令和三年
九月一日
号外（五四）

（水曜日）

目次

告示

- 令和三年第三回大分県議会定例会の招集……………一
- 保安林の皆伐面積の限度の公表……………一
- 令和三年度後期技能検定の実施……………二

告示

- 大分県告示第五百三十四号
令和三年九月八日に第三回大分県議会定例会を大分県議会議事堂に招集する。
令和三年九月一日
- 大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第五百三十五号

令和三年九月一日

令和三伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。

保安林種

単位区域名

許可できる面積の限度（ヘクタール）

山国川地区	四五〇・〇一
駅館川地区	五三四・八三
西国東地区	〇・六六
東国東地区	九九・五八
別府地区	二一七・三一

水源かん養保安林

大分川地区	五四四・〇九
大野川地区	一五四一・一三
北海部地区	一九〇・二〇
北川上流地区	九〇一・八九
日田川地区	八〇四・六五
玖珠川地区	五二三・五四
	七三九・九五

土砂流出防備保安林

大分川地区	一七三・七三
大野川地区	二七・六二
北海部地区	二八・〇八
大分川地区	五四・一二
別府地区	三四・五九
大分川地区	一三一・三七
大野川地区	一四〇・七六
北海部地区	一〇五・五八
日田川地区	三六二・四九
玖珠川地区	三四・〇八
	一三四・八三
	二九・一一

土砂崩壊防備保安林

大分川地区	〇・一八
日田川地区	〇・〇八
	〇・〇八

防風保安林

別府地区	〇・一四
------	------

干害防備保安林

大分川地区	四一・四二
大野川地区	三・二八
北海部地区	三・〇八
北海部地区	〇・九四
日田川地区	四・七二
日田川地区	一・〇六
玖珠川地区	二四・八〇
	一〇・一六
	六・九四

保健保安林

大分南部地区	一七・六四
大分北部地区	九二・五八

○公 告

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項及び職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)第二条第一号の規定により、次のとおり令和三年度後期技能検定を実施する。

令和三年九月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 実施する等級別検定職種は、次の表に掲げるとおりとする。

等級	特級														
	検定職種	機械加工	放電加工	仕上げ	機械検査	電子機器組立て	電気機器組立て	半導体製品製造	自動販売機調整	光学機器製造	空気圧装置組立て	建設機械整備	婦人子供服製造	プラスチック成形	鍛造
	学科試験のうち、受検者が選択する科目														プレス型鍛造法
	実技試験のうち、受検者が選択する科目														プレス型鍛造作業
一級及び二級															
	金属ばね製造	薄板ばね製造法	線ばね製造法	金属ばね製造	薄板ばね製造法	線ばね製造法	薄板ばね製造法	線ばね製造法	薄板ばね製造法	線ばね製造法	薄板ばね製造法	線ばね製造法	薄板ばね製造法	線ばね製造法	薄板ばね製造法
	ロープ加工														
	機械検査														
	電気機器組立て	シーケンス制御法	集積回路チップ製造法	集積回路組立て法	集積回路組立て法	集積回路組立て法	集積回路組立て法	集積回路組立て法	集積回路組立て法	集積回路組立て法	集積回路組立て法	集積回路組立て法	集積回路組立て法	集積回路組立て法	集積回路組立て法
	半導体製品製造														
	空気圧装置組立て														
	農業機械整備														
	冷凍空気調和機器施工														
	婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
	和裁														
	プラスチック成形														
	石材施工	石材加工法	射出成形作業	石材加工法	射出成形作業	石材加工法	射出成形作業	石材加工法	射出成形作業	石材加工法	射出成形作業	石材加工法	射出成形作業	石材加工法	射出成形作業
	菓子製造	洋菓子製造法	洋菓子製造作業	和菓子製造法	和菓子製造作業	洋菓子製造法	洋菓子製造作業	和菓子製造法	和菓子製造作業	洋菓子製造法	洋菓子製造作業	和菓子製造法	和菓子製造作業	洋菓子製造法	洋菓子製造作業
	建築大工														
	かわらぶき														
	配管	建築配管施工法	建築配管作業	建築配管施工法	建築配管作業	建築配管施工法	建築配管作業	建築配管施工法	建築配管作業	建築配管施工法	建築配管作業	建築配管施工法	建築配管作業	建築配管施工法	建築配管作業
	型枠施工														
	鉄筋施工														
	コンクリート圧														

三級													
送施工	防水施工	塩化ビニル系シート防水施工法 改質アスファルトシートトーチ 工法防水施工法	塩化ビニル系シート防水工事作業 改質アスファルトシートトーチ 工法防水工事作業	樹脂接着剤注入 施工		カーテンウォール 施工		ガラス施工		機械・プラント 製図	機械製図法	機械製図CAD作業	<p>単一 等級</p> <p>バルコニー施工</p> <p>二 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。ただし、プラスチック成形職種射出成形作業は実技試験のみ実施する。</p> <p>三 技能検定の手数料、実施期日、実施場所等</p> <p>1 実技試験</p> <p>(一) 手数料 特級、一級、二級、三級及び単一等級の手数料は、一八、二〇〇円とする。 ただし、次のイからハまでに該当する者の手数料は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>イ 実技試験の二級又は三級を受けようとする者であつて当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において三十五歳に達していないもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る手数料は、九、二〇〇円とする。</p> <p>ロ 実技試験の三級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下この号において「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法第一条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。）に係る手数料は、一二、一〇〇円とする。</p> <p>ハ イ及びロのいずれにも該当する者に係る手数料は、三、一〇〇円とする。</p> <p>(二) 実施期日 令和三年十二月三日（金）から令和四年二月十三日（日）までの間で大分県職業能力開発協会が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施場所 大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。</p>
製図	機械・プラント									機械製図CAD作業			
塗装	広告美術仕上げ	鋼橋塗装法								鋼橋塗装作業			
印章彫刻													
舞台機構調整	広告美術仕上げ	広告板粘着シート仕上げ法	広告面粘着シート仕上げ作業										
機械加工		旋盤加工法	普通旋盤作業										
機械検査													
電子機器組立て													
電気機器組立て		シーケンス制御法	シーケンス制御作業										
冷凍空気調和機器施工													
和裁													
建築大工													
配管		建築配管施工法	建築配管作業										
製図			機械製図CAD作業										

令和三年九月一日

大分県報号外（公告）

<p>(四) 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ令和三年十一月二十六日（金）に、大分県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しない。</p> <p>2 学科試験 (一) 手数料 手数料は、三、一〇〇円とする。 (二) 実施期日 検定職種ごとに次の表に掲げるとおりとする。 ただし、一の表において、選択科目を掲げるものにあつては、当該選択科目に係る学科試験に限る。</p>	<p>検定職種</p> <p>一級及び二級 鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工 三級 電気機器組立て、配管</p>	<p>実施期日</p> <p>令和四年一月二十三日（日）</p>
<p>特級 機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、光学機器製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形 一級及び二級 農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、石材施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、印章彫刻 三級 冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図 単一等級 バルコニー施工</p>	<p>令和四年一月三十日（日）</p>	<p>実施場所</p> <p>(三) 実施場所 大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。</p> <p>四 受検申請の手続 1 提出書類 (一) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。） (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面 2 提出先 大分市大字下宗方字古川千三十五番地一 大分県職業能力開発協会 電話（〇九七）五四二―三六五一</p> <p>3 受付期間 令和三年十月四日（月）から同月十五日（金）まで。ただし、郵送による申請書は、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。</p> <p>4 受検申請に関する注意 (一) 申請書の用紙及び受検案内は、大分県職業能力開発協会等で交付する。 (二) 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。</p> <p>五 手数料の納付方法 実技試験及び学科試験の手料は、申請書に添えて納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。 なお、申請書を受け付けた後は、申請を取り消し、又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。</p> <p>六 合格者の発表等 1 技能検定合格者の発表 技能検定合格者は、令和四年三月十一日（金）に大分県庁舎本館一階の県民ホールに掲示するとともに大分県のホームページに掲載し、本人宛て書面で通知する。</p>
<p>一級及び二級 舞台機構調整</p>	<p>令和四年二月二日（水）</p>	

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、大分県職業能力開発協会が、令和四年三月十一日（金）に本人宛て書面で通知する。

3 技能検定合格証書の交付

(一) 技能検定合格証書

特級、一級及び単一等級の合格者には厚生労働大臣から、二級及び三級の合格者には、大分県知事から交付する。

(二) 技能士章

特級の合格者には特級技能士章、一級の合格者には一級技能士章、単一等級の合格者には単一等級技能士章、二級の合格者には二級技能士章、三級の合格者には三級技能士章が、それぞれ厚生労働大臣から交付される。

七 その他

技能検定について不明な点は、大分県商工観光労働部雇用労働政策課又は大分県職業能力開発協会に問い合わせること。